

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者及び入札参加資格停止期間

業者名	区分	住 所	入札参加資格停止期間
世紀東急工業(株)	工事	東京都港区芝公園 2-9-3	2月間 (平成28年9月29日～ 平成28年11月28日)

2 事実概要

東日本高速道路(株)東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に関し、独占禁止法に違反する犯罪があったとして公正取引委員会が平成28年2月29日に刑事告発したことに伴い、市では被告発会社に同年3月22日付で資格停止措置を行ったところである。

このたび公正取引委員会が平成28年9月6日付で排除措置命令等を行ったことに伴い、前記被告発会社を除く排除措置命令等を受けた会社に資格停止措置を講ずるもの。

3 入札参加資格停止措置理由

上記の事実は、射水市入札参加資格停止要領別表第2(12)に該当する。

(期間：当該認定をした日から2月以上18月以内)

上記の者は、公正取引委員会の課徴金減免制度の適用事業者であるため、射水市入札参加資格停止要領第4条(資格停止の期間の特例)第3項の規定により、4月の資格停止期間を2分の1短縮し2月とする。

課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度。